

文科振第703号  
平成13年8月30日

総合科学技術会議議長  
小泉純一郎 殿

文部科学大臣  
遠山敦子

諮問第4号「特定胚の取扱いに関する指針について」

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第4条第3項の規定に基づき、特定胚の取扱いに関する指針を定めるため、別添のとおり案を添えて貴会議に諮問します。

## 特定胚の取扱いに関する指針（案）

### 目次

第一章 特定胚の作成の要件に関する事項（第一条 第四条）

第二章 特定胚の譲渡その他の特定胚の取扱いの要件に関する事項（第五条 第九条）

第三章 特定胚の取扱いに関して配慮すべき手続に関する事項（第十条 第十一条）

第一章 特定胚の作成の要件に関する事項

（特定胚の作成の要件）

第一条 特定胚の作成は、次に掲げる要件に適合する場合に限り、行つことができるものとする。

一 動物の胚又は細胞のみを用いた研究その他の特定胚を用いない研究によつては得ることができない科学的知見が得られること。

二 特定胚の作成をしようとする者（以下「作成者」という。）が当該特定胚を取り扱う研究を行うに足る技術的能力を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、特定胚の作成は、当分の間、同項の要件に適合することに加え、次の各号に掲げる胚の種類に応じそれぞれ当該各号に定める研究を目的とする場合に限り、行うことができるものとする。

一 ヒト胚核移植胚 ヒトのミトコンドリアDNAの障害に由来する疾病その他の未受精卵の細胞質に由来する疾病の予防に関する研究

二 ヒト性融合胚 ヒトのミトコンドリアDNAの障害に由来する疾病その他の未受精卵の細胞質に由来する疾病の予防に関する研究又は核の初期化プロセス（体細胞の核が胚性細胞の核と同様の性質を有するものに変化する過程をいう。）の研究その他の再生医療に関する研究

三 動物性集合胚 ヒトに移植することが可能なヒトの細胞に由来する臓器の作成に関する研究

（胚又は細胞の提供者の同意）

第二条 作成者は、特定胚の作成にヒトの胚又は細胞を用いることについて、当該特定胚の作成に必要な胚

又は細胞の提供者（以下この条において「提供者」という。）の同意を得るものとする。

2 前項の同意は、書面により表示されるものとする。

3 作成者は、第一項の同意を得るに当たり、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 提供者が同意をしないことを理由として、不利益な取扱いをしないこと。

二 提供者の意向を尊重するとともに、提供者の立場に立つて公正かつ適切に次項の説明を行うこと。

三 提供者が同意をどうかを判断するために必要な時間的余裕を有すること。

4 作成者は、第一項の同意を得ようとするときは、あらかじめ、提供者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、その記載事項について説明を行うものとする。

一 作成する特定胚の種類

二 作成の目的及び方法

三 提供される胚又は細胞の取扱い

四 特定胚の作成後の取扱い

五 提供者の個人情報の保護の方法

六 胚又は細胞の提供が無償である旨

七 提供者が同意をしないことによつて不利益な取扱いを受けない旨

八 提供者が同意を撤回することができる旨

5 提供者は、第一項の同意を撤回することができるものとする。

(ヒトの胚及び細胞の無償提供)

第三条 特定胚の作成に用いられるヒトの胚及び細胞の提供は、輸送費その他必要な経費を除き、無償で行われるものとする。

(ヒト受精胚の取扱い)

第四条 作成者は、次に掲げる要件に適合する場合に限り、特定胚の作成にヒト受精胚を用いることができるものとする。

一 当該ヒト受精胚が生殖補助医療の用に供するために作成されたものであって、かつ、滅失させることが予定されているものであること。

二 当該ヒト受精胚が凍結保存されているものであること。

三 当該ヒト受精胚が受精後十四日以内のものであること。ただし、凍結保存されている期間は、当該期間に算入しない。

## 第二章 特定胚の譲受その他の特定胚の取扱いの要件に関する事項

### (特定胚の譲受の要件)

第五条 特定胚の譲受は、次に掲げる要件に適合する場合に限り、行うことができるものとする。

一 譲り受けようとする特定胚が第一条から前条までに規定する事項に適合して作成されたものであること。

二 特定胚の譲受後の取扱いが第一条第一項第一号に規定する要件に適合し、かつ、同条第二項各号に掲げる胚の種類に応じそれぞれ当該各号に定める研究を目的とすること。

三 特定胚を譲り受けようとする者が当該特定胚を取り扱う研究を行うに足りる技術的能力を有すること。

四 特定胚の譲受が輸送費その他必要な経費を除き、無償で行われること。

### (特定胚の輸入)

第六条 特定胚の輸入は、当分の間、行わないものとする。

（特定胚の作成、譲受又は輸入後の取扱いの要件）

第七条 特定胚の作成、譲受又は輸入後の取扱いは、当該特定胚の作成後十四日以内に限り、行うことができるものとする。ただし、凍結保存されている期間は、当該期間に算入しない。

（特定胚の輸出）

第八条 特定胚の輸出は、当分の間、行わないものとする。

（特定胚の胎内移植の禁止）

第九条 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（以下「法」という。）第三条に規定するもののほか、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚、ヒト集合胚、動物性融合胚又は動物性集合胚についても、当分の間、人又は動物の胎内に移植してはならないものとする。

第三章 特定胚の取扱いに関して配慮すべき手続に関する事項

（倫理審査委員会）

第十条 特定胚の作成、譲受又は輸入及びこれらの行為後の取扱い（以下「特定胚の取扱い」という。）をしようとする者（以下「取扱者」という。）は、当該特定胚の取扱いについて、法第六条に規定する文部科学大臣への届出を行う前に、機関内倫理審査委員会（倫理審査委員会）（特定胚の取扱いのこの指針に対する適合性について、科学研究に係る倫理の保持の観点から調査審議を行う組織をいう。以下同じ。）であつて、取扱者の所属する機関（取扱者が法人である場合には、当該法人）によつて設置されるものをいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

2 前項の場合において、機関内倫理審査委員会が設置されていないときは、取扱者は、次のいずれかの機関によつて設置された倫理審査委員会の意見を聴くことをもつて、同項の規定による意見の聴取に代えることができるものとする。

一 国又は地方公共団体の試験研究機関

二 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。）又は大学共同利用機関（国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関をいう。）

三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）

四 特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）

五 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

六 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人

（情報の公開）

第十一条 取扱者は、その特定胚の取扱いの内容及び成果の公開に努めるものとする。